

令和6年4月1日から、ごみの分別などが変わっています

ごみを出す前に、ごみの分別ガイドブックをご確認ください

お手元に無い場合、廃棄物対策課(本庁)のほか、
コミュニティセンターや公民館などの一部公共施
設で配布しておりますので、お手数ですが、窓口
までお越しください。また、市ホームページにも
掲載されています。

分別が可燃ごみに変更となったもの

- ゴム・皮革類(バッグ、ランドセル、くつ、ボール、ゴム手袋、長ぐつ、スリッパ、雨カッパなど)
 - 木材(長さ50cm以下、太さ20cm以下のもの)
※太さの制限が、10cm以下→20cm以下に変わりました。
 - 竹、竹製品(長さ50cm以下にして縦に割ったもの)
 - ビニール類
 - スポンジ類
 - 繩やロープなどひも状のもの
 - 保冷剤などジェル状のもの
 - 資源とならない繊維類(汚れた衣類、マット類、座布団類、ぬいぐるみ、わたの入ったもの)
 - その他(アルミホイル、貝殻、ビデオテープ、CD、乾燥剤、芳香剤、使い捨てカイロ、ホース、花火(燃らして出す)など)

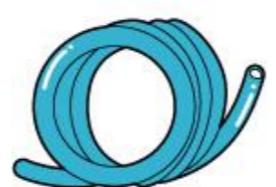
可燃ごみを出す際の大きさの制限

大きめや長めの可燃ごみを出す際は、切ったり束ねたりして、長さ50cm以下、太さまたは厚さを20cm以下にして出してください。
(木材、竹、ロープ、ホースなど)

大きさの制限を超えると、処理施設の投入口に詰まったり、燃え残ったりして、**最悪の場合、施設を止めることになります。**



神栖地域用(桃色・ピンク)



プラスチック類の分別変更

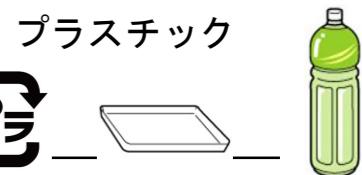
分別	過去の分別 (令和6年3月31日まで)	現在の分別 (令和6年4月1日から)
可燃ごみ	やわらかいプラスチック (レトルトパック類、菓子 や冷凍食品の袋など)	<p>汚れの取れないプラスチック類 (レトルトパック類、油の容器、わさびや 歯みがき粉のチューブなど)</p> <p>※水ですすぐなどして汚れが落ちれば 資源です。ご協力をお願いします。</p>
不燃ごみ	かたいプラスチック (ソース・油などの容器、 バケツ、洗面器など)	<p>「プラマーク」のないプラスチック類 (ポリバケツ、洗面器、まな板など)</p>
資源 (プラスチック類)	ペットボトル、「プラマーク」のあるトレイ・プラスチック ※水ですすぐなど、きれいにして 出してください。	  

資源(プラスチック類)の出し方

1. キャップ・ラベルを取る(ペットボトルなどの場合)
2. 水ですすぐ
3. 不燃ごみの指定袋へ全部一緒に入れる

※ペットボトルのキャップ・本体・ラベル、プラマークのある容器
(トレイ・窓のペットなど)は、全部一緒に入れます

◎ プラマークが付いている容器は、汚れが落ちていれば、資源(プラスチック類)として出せます。

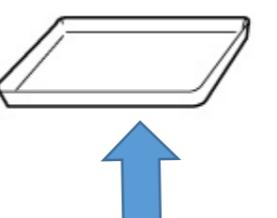


使用するのは
不燃ごみの袋です

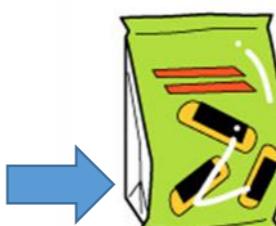


捨てる前に確認！「プラマーク」は、こんなところにも付いています

トレイやパッケージの裏面に記載



裏面を確認



容器の一部にまとめて記載



例：カップ麺のカップに
記載

ペットボトルや「プラマーク」のあるプラスチック類は、汚れを落とし、「資源(プラスチック類)」で出して、ごみの量を減らしましょう

可燃ごみの自己搬入先の変更

神栖地域は、令和6年4月1日から可燃ごみの自己搬入先が、新しい可燃ごみ処理施設(鹿島共同可燃ごみクリーンセンター)となっています。

受付時間は**午前9時から**ですので、ご注意ください。

電話番号は決定次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

施設名	受付時間	受付曜日
鹿島共同可燃ごみクリーンセンター (神栖市東和田21-11)	午前9時 ～ 午後4時	月曜日から土曜日 (ただし、12/31～1/3を除く) 年末年始のお休みについては、広報紙などでお知らせしますので、ご確認ください。



ごみの分別カレンダー

令和7年4月～令和8年3月のごみの分別カレンダーがございます。
廃棄物対策課(本庁)及び市民生活課(総合支所)で配布しています。
市ホームページからも印刷可能です。
神栖ごみ分別アプリでも分別カレンダーを利用できます。
スマートフォンをお持ちの方は、下のQRコードを読み取るか市ホームページからダウンロード可能です。



神栖ごみ分別アプリ

カレンダー見本(1年分をA3サイズ1枚に集約)



有害ごみ・危険ごみの出し方

原因は調査中ですが、不燃ごみのごみ収集車や処理施設で火災が発生しました。車両火災の原因の多くは、ごみの分別誤りによるものですので、改めてご確認をお願いします。なお、有害ごみ・危険ごみは、**別々の袋**で出してください。

分別・品目	出し方	使用する袋
有害ごみ <ul style="list-style-type: none">●電池(乾電池※ 小型充電式電池※ ボタン電池)●水銀を使っている 電球・体温計・ 温度計●蛍光灯・蛍光管 (LED含む)	<ul style="list-style-type: none">●電池はテープで絶縁する。 (絶縁しないと、発熱・発火を起こす恐れあり)●電球などは、割れないよう購入時の箱などに入れる。 (割れると、ガラスが飛び散ったり水銀が漏れて危険)●中の見える袋に入れ、「有害」「名前」を書く。	中の見える袋 (透明・半透明 のビニール袋 など)
危険ごみ <ul style="list-style-type: none">●刃物●割れたガラス・ 陶磁器●針、釘●ライター、 スプレー缶	<ul style="list-style-type: none">●刃物や割れたガラスなどは包装する。●針やカミソリの刃などは容器に入れる。●ライターやスプレー缶などは中身を使い切り、スプレー缶は穴を開ける。 (中身のガスが残っていると、引火して爆発し、火災を引き起こす可能性あり)●中の見える袋に入れ、「危険」「名前」を書く。	

※「乾電池」「小型充電式電池」は、集積所に出すほかに、公共施設などに設置してある回収ボックスに出すこともできます(回収ボックスの設置場所はガイドブックをご確認ください)

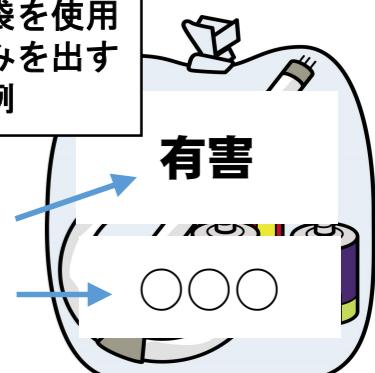
ごみ袋には名前を書きましょう

収集されず残されたごみの自己処理責任や不法投棄防止など、集積所の適正管理や分別徹底の促進に有効ですので、ごみを出す際は名前を書きましょう。

なお、**有害ごみ・危険ごみ**は、**中の見える袋**であれば、市指定ごみ袋を使用しなくても構いませんが、名前を書く欄が無いため、空いているスペースに名前の記入をお願いします。

中の見える袋を使用して有害ごみを出す場合の記入例

ごみの種類
名前



ごみ集積所用の掲示物(サイズ:A4またはA3)

ごみの出し方や収集日などを記載しパウチ加工(※)した簡易的な掲示物を廃棄物対策課でお渡しすることができます(記載内容や必要数によっては、お渡しまでにお時間をいただく場合があります)
※パウチ加工：透明なフィルムで紙を挟み込み熱圧着させた加工